

[事案 30-250] 死亡保険金支払請求

・平成 31 年 4 月 12 日 裁定打切り

<事案の概要>

被保険者が自殺により死亡したため死亡保険金が支払われなかったことを不服として、死亡保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 30 年 4 月に被保険者である子が自宅で自殺したが、被保険者はうつ病により自由な意思決定能力を著しく欠いた状態であったので、約款における支払免責条項に当たらないことから、平成 28 年 2 月に契約した変額保険にもとづき死亡保険金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 被保険者は責任開始日から 3 年以内に自殺で死亡したため、約款における死亡保険金の支払免責条項に該当する。
- (2) 縊死は自殺企図行為として異常な態様ではなく、準備から実行に至るまで明確な意思が継続しなければ完遂できないので、被保険者が自由な意思決定能力を喪失、または著しく減弱した状態で自殺に及んだとは認められない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人が事情聴取を希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、被保険者が、精神障害により自由な意思決定能力を欠いた状態で自殺したとは認められないが、正確な判断を行うためには、被保険者の主治医や生前の職場の関係者、同居人など、被保険者の生前の状況をよく知る人物に証言を求めるなど、詳細な事実確認が必要になるところ、裁定審査会には、そのための手続きは備わっていないので、裁定手続を打ち切ることとした。